

経済産業省

20200528保局第1号

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年6月15日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）
の一部を改正する規程

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（2017
0718保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718 保局第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）
制定 20170718 保局第1号 平成29年 7月25日	制定 20170718 保局第1号 平成29年 7月25日
改正 20171102 保局第2号 平成29年11月15日	改正 20171102 保局第2号 平成29年11月15日
20180323 保局第4号 平成30年 3月30日	20180323 保局第4号 平成30年 3月30日
20181105 保局第1号 平成30年11月14日	20181105 保局第1号 平成30年11月14日
20181210 保局第1号 平成30年12月27日	20181210 保局第1号 平成30年12月27日
20181225 保局第2号 平成31年 1月11日	20181225 保局第2号 平成31年 1月11日
20190308 保局第1号 平成31年 3月15日	20190308 保局第1号 平成31年 3月15日
20190325 保局第1号 平成31年 3月29日	20190325 保局第1号 平成31年 3月29日
20190418 保局第1号 平成31年 4月22日	20190418 保局第1号 平成31年 4月22日
20190606 保局第1号 令和 元年 6月14日	20190606 保局第1号 令和 元年 6月14日
20191021 保局第1号 令和 元年11月12日	20191021 保局第1号 令和 元年11月12日
20191206 保局第1号 令和 元年12月20日	20191206 保局第1号 令和 元年12月20日
20200213 保局第2号 令和 2年 2月28日	20200213 保局第2号 令和 2年 2月28日
20200408 保局第1号 令和 2年 4月10日	20200408 保局第1号 令和 2年 4月10日
20200528 保局第1号 令和 2年 6月15日	20200408 保局第1号 令和 2年 4月10日
<u>(9)の3 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の運用及び解釈について</u>	<u>(9)の3 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の運用及び解釈について</u>
て	て
第22条関係	[新設]
<u>第2項第2号口及び第3号中「当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に装置されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への装置において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合」とは、以下いずれかの場合をいう。</u>	
① 「 <u>燃料電池産業車両用電源ユニットの転載に関する安全ガイドライン</u> 」（一般社団法人日本産業車両協会規格JIVAS-F32:2020）に従い容器の自動車からの取り外し、自動車に装置されていない状態における保管及び自動車への装置を行い、同ガイドラインに定める保管証明書を容器再検査実施者に提出する場合（2回以上転載を行う場合にあっては、毎回ガイドラインに従って転載を行い、各回の保管証明書を作成の上、提出のこと。）	
② 「 <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品転載マニュアル</u> 」（一般社団法人日本ガス協会文書2020普第42号）に従い容器の自動車からの取り外し、自動車に装置されていない状態における保管及び自動車への装置を行い、同マニュアルに定める転載証明書を容器再検査実施者に提出する場合（2回以上転載を行う場合にあっては、毎回マニュアルに従って転載を行い、各回の転載証明書を作成の上、提出のこと。）	

第29条関係

(1) 第1項第1号口及び第2号中「当該容器の自動車又は二輪自動車からの取り外し、自動車又は二輪自動車に装置されていない状態における保管及び自動車又は二輪自動車への装置において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合」とは、以下いずれかの場合をいう。

① 「燃料電池産業車両用電源ユニットの転載に関する安全ガイドライン」(一般社団法人日本産業車両協会規格JIVAS-F32:2020)に従い容器の自動車からの取り外し、自動車に装置されていない状態における保管及び自動車への装置を行い、同ガイドラインに定める保管証明書を附属品再検査実施者に提出する場合(2回以上転載を行う場合にあっては、毎回ガイドラインに従って転載を行い、各回の保管証明書を作成の上、提出のこと。)

② 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品転載マニュアル」(一般社団法人日本ガス協会文書2020普第42号)に従い容器の自動車からの取り外し、自動車に装置されていない状態における保管及び自動車への装置を行い、同マニュアルに定める転載証明書を附属品再検査実施者に提出する場合(2回以上転載を行う場合にあっては、毎回マニュアルに従って転載を行い、各回の転載証明書を作成の上、提出のこと。)

(2) 消防用設備等の附属品については日本消防検定協会又は一般財団法人日本消防設備安全センターが行う検定もしくは鑑定に合格し、又は認定を受けたものは、第2項第2号の規定に適合したものとして扱うものとする。

第29条関係

[新設]

消防用設備等の附属品については日本消防検定協会又は一般財団法人日本消防設備安全センターが行う検定もしくは鑑定に合格し、又は認定を受けたものは、第2項第2号の規定に適合したものとして扱うものとする。